

江東区平和祈念パネル展

東京大空襲と学童集団疎開

8/8(木)～15(木)・8/17(土)～23(金)

昭和20年3月9日から10日に

かけて受けた東京大空襲で、多くの尊い生命を失った江東区では、二度と戦争の惨禍を繰り返さないようにという区民の皆さんの平和への強い願いと真摯な気持ちを込め、「江東区平和都市宣言」を昭和61年12月13日に行いました(全文は区ホームページに掲載)。

戦後60年余が経過し、こうした悲惨な体験を知らない世代が区民の大部分を占めています。区では、区民の皆さんがあらためて平和の尊さを考えるきっかけとなるよう、毎年、平和祈念パネル展を開催しています。今年も東京大空襲の写真、学童集団疎開をしたこどもたちの写真などを展示しますので、ぜひご覧ください。なお、江東図書館の「学童集団疎開資料室」は改修工事のため、9月11日(水)まで

戦後60年余が経過し、こうした悲惨な体験を知らない世代が区民の大部分を占めています。区では、区民の皆さんがあらためて平和の尊さを考えるきっかけとなるよう、毎年、平和祈念パネル展を開催しています。今年も東京大空襲の写真、学童集団疎開をしたこどもたちの写真などを展示しますので、ぜひご覧ください。なお、江東図書館の「学童集団疎開資料室」は改修工事のため、9月11日(水)まで

原爆死没者の慰霊

ならびに平和祈念の黙とう

広島市と長崎市では、原爆死没者のめい福と世界恒久平和を願い、原爆が投下された時刻に1分間の黙とうを捧げることとしています。この趣旨をご理解のうえ、家庭や職場および地域でも黙とうをお願いします。

「原爆が投下された日時」

○広島 昭和20年8月6日

午前8時15分

第2回区議会定例会終わる

江東区立学校設置条例の一部を改正する条例などを可決

平成25年第2回区議会定例会が、6月11日から7月12日まで(会期32日間)開かれました。

○条例案件(6件)

今回の定例会では、「江東区立学校設置条例の一部を改正する条例」など21議案が審議され、

○契約案件(11件)

「江東区砂町文化センター改

○長崎 昭和20年8月9日
午前11時2分

区総務課総務係

☎(3647)4020

原爆死没者の無縁遺骨名簿

の閲覧

まだ引き取られていない原爆

江東区権利擁護センター「あんしん江東」

高齢者・障害者の支援や成年後見制度を推進

江東区権利擁護センター「あんしん江東」では日常生活に不安のある高齢の方や障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、次のような支援を行っています。各種相談は、無料でご利用いただけます。

福祉サービス総合相談

福祉に関する情報提供・利用援助等総合的な相談に応じます。

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理が一人では困難な方

修工事請負契約」など

○その他の案件(1件)

「包括外部監査契約の締結について」

○意見書(3件)

「子どもの貧困対策の強化を求める意見書」など

※本会議の模様はインターネット中継でご覧いただけます。

区議会事務局調査係

☎(3647)3548

死没者の遺骨のうち、氏名に手がかりのある遺骨の名簿が、広島・長崎両市から届いています。心当たりのある方はお問い合わせください。

区広報広聴課広聴相談係(区役所2階22番)

☎(3647)2364

児童扶養手当・特別児童扶養手当の平成25年度現況届を次のとおり受け付けます。対象となる方には8月初旬に現況届を送付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入し、受付期間・提出期限内に必ず提出してください。現況届の提出がないと、12月期(8月・11月分)以降の手当を受給できなくなります。

また、児童扶養手当を受給してから5年目以降の方は、一部支給停止適用除外事由届出書と各種証明書類の提出も必要です。対象となる方には6月下旬に簡易書留郵便で送付しています。こちらも内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、現況届と一緒に提出してください。

受付期間 8月9日(金)～16

併設・司法書士による相談・苦情相談

権利侵害や財産管理など専門的な相談に応じます。また、福祉サービス利用上の苦情解決に向けての助言・調整を行います。

成年後見制度の利用相談

判断能力が不十分な人の権利や財産を適正に守る成年後見制度の利用相談、講習会の開催を行います。また、社会貢献型後見人養成支援、法人後見・法人後見監督の受任を行います。

区権利擁護センター「あんしん江東」(東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター2階)

☎(3647)1710

FAX(5683)1570

現況届の手続きを忘れずに

児童扶養手当 8/9(金)～16(金)

特別児童扶養手当 8/30(金)まで

児童扶養手当・特別児童扶養手当の平成25年度現況届を次のとおり受け付けます。対象となる方には8月初旬に現況届を送付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入し、受付期間・提出期限内に必ず提出してください。現況届の提出がないと、12月期(8月・11月分)以降の手当を受給できなくなります。

児童扶養手当

児童扶養手当を現在受給中の方は、受付期間中に区役所で現況届の手続きを行ってください。郵送での提出はできません。受付期間中にお越しになれない場合は、8月30日(金)までに子育て支援課給付係(区役所3階14番)に提出してください。

また、児童扶養手当を受給してから5年目以降の方は、一部支給停止適用除外事由届出書と各種証明書類の提出も必要です。対象となる方には6月下旬に簡易書留郵便で送付しています。こちらも内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、現況届と一緒に提出してください。

受付期間 8月9日(金)～16

成年後見制度「社会貢献型後見人」の養成へ

基礎講習受講のためのオリエンテーション参加者募集

成年後見制度は、認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約など、不利益をこうむったり、悪質商法の被害者になったりしないように支援する制度です。裁判所に選任された後見人が、本人の法的代理となつて、本人の権利と財産を守ります。

区では、親族や弁護士等の専門職以外で、地域で後見業務を担っていただく「社会貢献型後

日(金)午前9時～午後4時(土・日曜を除く) 区役所7階第72会議室(持参するもの)①児童扶養手当現況届②証書③印鑑④養育費に関する申告書⑤一部支給停止適用除外事由届出書と該当する証明書類⑥平成25年1月2日以降江東区に転入された方は、前住地の区市町村が発行する平成25年度児童扶養手当用課税(非課税)証明書⑦その他同封のお知らせで指定したもの(※⑤以下は対象の方のみ)

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の所得状況届(現況届)は、郵送で提出できます。提出書類は、各受給者あてにお送りするお知らせをご覧ください。

提出期限 8月30日(金) 必着

子育て支援課給付係

☎(3647)4754

9月2日(月)午後3時～4時30分 区役所7階第73会議室(区内で後見業務にかかわる活動を継続的に行う意思があり、健康上の問題や時間的制約がない方) 都職員による説明、推薦申込書(経歴書・作文用紙)の配付※申込書後日提出してもらい、区で選考のうえ都へ推薦

8月23日(金) 消印有効

往復はがきに①氏名②年齢・性別③郵便番号・住所④電話番号を記入し、〒135-8333区役所高齢者支援課高齢者相談係に郵送または窓口(はがきを持参)

☎(3647)4324